

飲食店への営業時間短縮の第11次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

- 1 実施期間(要請期間) 令和4年3月7日(月) 午前0時 ～ 3月21日(月・祝) 午後12時
- 2 対象区域(8市9町) 香川県内全域
- 3 根拠 特措法第31条の6第1項、第24条第9項
- 4 対象 **対象区域(香川県内)**において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗
 ✓ 小売りを営業主とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

| 対象店舗 | かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』 | | 『非認証店』 |
|-------|--|----------------------------------|----------------------------------|
| 要請の内容 | ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請 | | |
| | ✓ 営業時間は、午前5時から 午後9時まで に限る | ✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る | ✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る |
| | ✓ 『酒類の提供』は 午後8時まで | ✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請 | ✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請 |
| | → 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする | | — |
| | ✓ 同一グループの同一テーブルでの 5人以上の会食を避ける よう協力要請 (認証店 のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く) | | |

飲食店を経営されている皆様には、11度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。8